

税務事務改革改善委員会設置要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、入湯税過少申告問題の再発防止に向け、事務処理の基準等の明確化等を図るために設置する税務事務改革改善委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる職員によって組織する。

資産統括局長

資産統括局税務管理部長

資産統括局税務管理部税務管理課長、資産税課長、市民税課長、納税課長及び特別処理担当課長

2 委員会に座長を置き、資産統括局長をもって充てる。

3 座長に事故があるときは、資産統括局税務管理部長がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

税務事務全般の検証、基準の明確化等

税務事務全般の適正化に向けた政策等の検討、調整、実施等

懸案事項等の情報の共有化、検討及び処理方針の決定並びにこれらの進捗状況の文書化等

税務総合事務処理マニュアルの編集方針の検討、編集、管理等

収入率向上に向けた政策等の検討、調整、実施等

その他前各号に掲げる事項に類する事項の報告、検討等

(招集)

第4条 委員会は、座長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第5条 第3条各号に掲げる所掌事項を処理させるため、委員会に次の各号に掲げる部会を置く。

税務管理改革改善実行部会

資産税改革改善実行部会

市民税改革改善実行部会

納税改革改善実行部会

特別処理改革改善実行部会

2 部会は、第2条第1項第3号に掲げる職員及び座長の指名する職員によって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、第2条第1項第3号に掲げる職員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(委員会及び部会の非公開)

第6条 委員会及び部会は、公開しないものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用について必要な事項については、資産統括局長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月23日から実施する。